

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：群馬県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.2%
全職員	79.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本部課室長（警視）相当職	88.7%
本部課長補佐（警部）相当職	89.2%
本部係長（警部補）相当職	89.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.8%
31～35年	84.4%
26～30年	83.4%
21～25年	81.2%
16～20年	79.0%
11～15年	83.8%
6～10年	92.8%
1～5年	92.2%

【説明欄】

- ・ 男性職員の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性職員に対する女性職員の割合は77.3%である。
- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は97.6%である。
- ・ 職員数の算出に当たり、有給休職等、給与を減額して支給した職員については、減額に応じた換算率を用いて算出し、月の途中からの休職等により給与を日割りで支給した職員については、勤務日数に応じた算出としている。また、短時間勤務職員については、常勤職員の所定勤務時間を参考として、職員数を換算している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。